

平成30年 8 月 定例総会議事録

日 時 平成30年 8 月 17 日 (金) 午前 9 時 27 分～午前 10 時 25 分

場 所 佐賀市役所本庁 4 階大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第 1. 開 会

2. 報 告

第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出

第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知

第 3 号 使用貸借解約通知

第 4 号 形状変更届

3. 局長専決処分報告

第 1 号 農地法第 4 条による届出

第 2 号 農地法第 5 条による届出

4. 議 案

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請

第 4 号議案 農用地利用集積計画(案)所有権移転

第 5 号議案 農用地利用集積計画(案)利用権設定

第 6 号議案 非農地通知について

第 7 号議案 土地改良事業参加資格交替申出

5. 閉 会

午前 9 時 27 分 開会

○会長(坂井邦夫君)

おはようございます。皆さん方におかれましては和やかなお盆ではなかったかと思えます。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は24名、全員の出席で定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会平成30年8月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出10件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知11件、報告第3号 使用貸借解約通知5件、報告第4号 形状変更届1件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出3件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出1件、議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請10件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請6件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請5件、第4号議案 農用地利用集積計画(案)所有権移転6件、第5号議案 農用地利用集積計画(案)利用権設定30件、第6号議案 非農地通知について1件、第7号議案 土地改良事業参加資格交替申出5件。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は現地調査対象案件がなく、北部は8月8日に行っております。

また、調査会については、南部が8月9日、北部が8月10日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、会長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

なお、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第12条第2項の規定に基づき、11番委員の伊東委員、12番委員の中村委員の両名を指名します。

今回「常設審議委員会」に意見を求める案件はなかったことを報告します。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから3ページまでをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5・6・7・8・9・10

○会長(坂井邦夫君)

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から10番までの10件について御意見は

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書4ページから6ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～11

○会長(坂井邦夫君)

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から11番までの11件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

意見なしということで、次に進みます。

議案書7ページ及び8ページをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1・2・3・4・5

○会長(坂井邦夫君)

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から5番までの5件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

意見なしということで次に進みます。

議案書9ページをお開きください。

報告第4号 形状変更届

1

○会長(坂井邦夫君)

報告第4号 形状変更届、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

意見なしということで、次に進みます。

議案書10ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1・2・3

○会長(坂井邦夫君)

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

意見なしということで、次に進みます。

議案書11ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1

○会長(坂井邦夫君)

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書12ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2

○会長(坂井邦夫君)

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長(大園敏明君)

報告します。

審議番号1番、2番は、普通売買の案件です。

なお、各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この2件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書12ページ及び13ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

3・4・5・6・7・8・9・10

○会長(坂井邦夫君)

審議番号3番から10番までの8件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号3番から10番までの8件は、普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この8件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この8件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この8件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号3番から10番までの8件については、申請どおり

許可することに決定しました。

次に、議案書15ページ及び17ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

5

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

4

○会長(坂井邦夫君)

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号5番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号4番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、転用目的が「出荷作業場」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号5番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号4番は、転用目的が「出荷作業場」の、用途区分の変更を経た案件で、この2件は一体案件として申請されたものであるため、一括審議・一括採決としました。

申請人は、農業を営んでいますが、現在利用している出荷作業場が手狭となったため、申請地を新たに出荷作業場として利用したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「市長村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、ともに「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

以上のことから、この2件については申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号5番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号4番の2件については申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書14ページ及び15ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

5を除く1～6

○会長(坂井邦夫君)

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号5番を除く、審議番号1番から6番までの5件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「通路」の案件で、申請人は、今般、土地の調査をしたところ、通路として利用している土地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「駐車場」の案件で、申請人は、申請地の北側に居住していますが、自宅敷地内の駐車場スペースが不足することから、申請地に駐車場を整備することを計画し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管・下水管等が埋設された幅員4m以上の道路の沿道区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、公共施設等が存在する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「通路」の案件で、申請人は、今般、土地の調査をしたところ、実家敷地への通路の一部が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するた

め、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「農業用資材置場及び駐車場」の、一部農振除外を経た案件で、申請人は農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、申請地が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地について、許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「貸駐車場及び農業用倉庫」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、農業を営んでいますが、今般、申請地が農地であることが判明したため、適法化したく、許可不要であった農業用倉庫と併せて申請されたものです。

申請地北側の隣接する農地との境界について、被害防除のために、隣接農地所有者の同意の上で、引いて新設コンクリートブロックを設置する計画ですが、一部不明確であることから、委員からは、境界を明確にしておくようにとの意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地について、許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号5番を除く、審議番号1番から6番までの5件については、申請のとおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、21番委員。

○21番(大園敏明君)

計画書の12ページ、任意のセットバック部分ということで書いてありますが、これはどういふわけでセットバックされますか。

○北部調査会長(井上文昭君)

ここの里道の先に家がありまして、車が通るのには少しこの里道が狭いので、任意的にセットバックされたということを聞きました。

○会長(坂井邦夫君)

21番委員、いいですか。

○21番(大園敏明君)

わかりました。

○会長(坂井邦夫君)

ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書16ページをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・2

○会長(坂井邦夫君)

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長(大園敏明君)

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、家族4人で申請地の近隣に居住していますが、今般、新たに住宅を建築することを計画したところ、申請地は、周辺に小中学校があり、住環境が良いことから、適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2以上の医療施設、教育施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの(ア)のaの(a)。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。

審議番号2番も、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、住宅の建て替えにあたり土地の調査をしたところ、住宅敷地である申請地が農地であることが判明したため、適法化したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可なく転用されたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」であるため、第2種農地カの(ア)。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの(イ)と決定しております。

以上のことから、審議番号1番及び2番は、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書16ページ及び17ページをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

3・5

○会長(坂井邦夫君)

審議番号3番及び5番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号3番は、転用目的が「駐車場」の用途区分の変更を経た案件で、申請人は、申請地の北側で農業を営んでおりますが、農作業に従事する従業員用の駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの(ア)。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの(イ)のbと決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「分家住宅」の案件で、申請人は、現在夫婦で借家に居住していますが、新たに住宅を建築することを計画したところ、申請地は実家に近く、今後、農作業を手伝っていく上で適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの(ア)のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの(イ)のcの(e)と決定しております。

以上のことから、審議番号3番、5番の2件については、申請のとおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。6番委員。

○6番(鶴 敏春君)

駐車場が13区画、従業員さん用の駐車場ということですが、この方はこれだけの人を雇用しておられるのは相当大規模な農家なわけですか。その辺のところの説明をお願いします。

○北部調査会長(井上文昭君)

この方はミカン農家の方でございまして、かなり大きくされているようでございます。

○6番(鶴 敏春君)

従業員用ということですが、常時というわけじゃないんでしょう。ミカンの忙しい時に、時期的に雇われるということですか。

○会長(坂井邦夫君)

事務局をお願いします。

○事務局(川崎巨啓農地係主査)

この方はミカン農家で、具体的に言うと約3町ほどミカンをされておりまして、従業員の方は13名雇われているとお聞きしております。

○会長(坂井邦夫君)

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書18ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画(案)所有権移転

1・2・3・4

○会長(坂井邦夫君)

第4号議案 農用地利用集積計画(案)所有権移転、審議番号1番から4番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長(大園敏明君)

報告します。

審議番号1番から4番までの4件：19,759㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この4件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から4番までの4件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書18ページ及び19ページをお開き下さい。

第4号議案 農用地利用集積計画(案)所有権移転

5・6

○会長(坂井邦夫君)

審議番号5番及び6番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号5番、6番の2件：6,753㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この2件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号5番及び6番の2件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書20ページから28ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画(案)利用権設定

1～23

○会長(坂井邦夫君)

第5号議案 農用地利用集積計画(案)利用権設定、審議番号1番から23番までの23件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長(大園敏明君)

報告します。

審議番号1番から23番までの23件

新規 15件： 268,429.58㎡

更新 8件： 34,356㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この23件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この23件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。5番委員。

○5番(百武正幸君)

審議番号1番はアスパラガスを新規就農でされるわけですが、賃料が10aあたり10万円程と高いですが、理由があるのですか。

○11番（伊東爲夫君）

あそこは現在ハウスが建っていると思います。

○5番（百武正幸君）

ハウスごと借りられるわけですね。はい、わかりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかに質問はございませんか。18番委員。

○18番（古賀伸一君）

審議番号4番、利用権の設定の借り手の方は株式会社ということで、認定農業者ということになっていますが、この法人についてはどんな状況でしょうか。

○南部調査会長（大園敏明君）

この法人は、もともと集荷業を営んでいましたが、その後、農業法人化し地域の担い手となり、認定農業者もとられております。

○会長（坂井邦夫君）

18番委員、いいですか。

○18番（古賀伸一君）

はい。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この23件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から23番までの23件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書28ページから30ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

24・25・26・27・28・29・30

○会長(坂井邦夫君)

審議番号24番から30番までの7件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号24番から30番までの7件、

新規 6件： 58,726㎡

更新 1件： 3,130㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この7件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この7件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この7件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。審議番号24番から30番までの7件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書31ページをお開きください。

第6号議案 非農地通知について

1

○会長(坂井邦夫君)

第6号議案 非農地通知について、審議番号1番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号1番について、地元委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、異議なしということで非農地と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書32ページをお開きください。

第7号議案 土地改良事業参加資格交替申出

1・2・3・4・5

○会長(坂井邦夫君)

第7号議案 土地改良事業参加資格交替申出、審議番号1番から5番までの5件を議題といたします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長(大園敏明君)

報告します。

第7号議案 土地改良事業参加資格交替申出、審議番号1番から5番までの5件について、調査会において審議したところ、申出どおり承認することで総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この5件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この5件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この5件について、申出どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から5番までの5件については、申出どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会平成30年8月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会平成30年8月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会平成30年8月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時25分 閉会